

令和3年度
第10回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和4年1月12日開会

高松市農業委員会

令和3年度第10回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和4年1月12日（水）午後2時開会

開催場所 高松市役所11階 114会議室

出席委員 20人

- 1 番 三笠 輝彦（会長）
- 2 番 真鍋 俊二
- 3 番 佐竹 博巳
- 4 番 佃 俊子
- 5 番 太田 政美
- 7 番 瀧本 繁樹
- 9 番 三好 義光
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 冨本 正樹（会長職務代理者第2）
- 15番 河田 薫
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平

欠席委員 4人

- 6 番 高砂 清一（会長職務代理者第1）
- 8 番 森口 憲司
- 18番 原田 和幸
- 23番 神内 茂樹

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 南 岳志
- 農政課長補佐 向谷美保子
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 副 主 幹 古免 範彰
- 主 査 田山 元
- 主任技師 河合 良治

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請
について
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）
議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第9号 非農地証明願について
議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定によ
る開発計画に対する意見について
議案第12号 農用地利用配分計画(案)について
議案第13号 農地関係事務処理要領の一部改正及び農地法第3条第1項の許可に係る
審査基準の一部改正について
報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長（会長） ただ今から令和3年度第10回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24名中20名で、農業委員会等に関する法律に規定する過半数に達していることから、定例総会は成立しております。

欠席委員は、高砂委員、森口委員、原田委員、神内委員の4名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名ではありますが、私から指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び2番真鍋俊二委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃借人が労力不足のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番、3番、4番、5番は、賃借人が労力不足のため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

6番は、人・農地プランによる農地交換をするため、香川県農地機構を介した貸借について返還するもので、この後、すべての農地について機構を通じて新たな利用者との契約が進められる予定となっております。

7番は、賃借人が農業廃止のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

8番は、賃借人が労力不足及び第三者が転用予定のため、農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

9番は、賃借人が転用するため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

転用の内容につきましては、農地法第4条許可申請17番のとおりです。

10番は、第三者が転用予定のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

議案書2ページをお開きください。

11番は、第三者が転用するため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は貸付地の一部無償譲渡です。農地法第3条許可申請所有権15番に関連しております。

す。

転用の内容につきましては、農地法第5条許可申請所有権37番のとおりです。

12番は、賃借人が労力不足のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

議案書3ページを御覧ください。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

1番は、第三者が転用予定のため、返還を受けたものです。

2番、3番は、第三者が転用するため、返還を受けたもので、それぞれ、農地法第5条許可申請賃借権1番に関連しております。

4番は、借人が労力不足のため、返還したものです。

5番、6番は、貸人の事情のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

7番は、借人が労力不足のため、返還したものです。

議案書4ページをお開きください。

8番は、借人の事情により、返還したものです。

9番は、第三者が転用予定のため、返還を受けたものです。

10番、11番は、借人が労力不足のため香川県農地機構を介した貸借について返還したものです。

12番は、第三者が転用予定のため、返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について12件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について12件御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第1号については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、先代が、宅地及び隣接する農地を利用して需要が見込まれる共同住宅を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和29年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が376.05平方メートルあります。

2番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、労力不足及び高齢化により農作業を続けることが難しく、老後の安定した収入が見込めることから、共同住宅を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、貸住宅及び進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、労力不足により農業経営が困難となり、土地の有効利用、安定収入の得られる貸住宅の経営を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、倉庫に隣接する農地を敷地拡張し、住宅の建て替えを行うもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和47年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が320.45平方メートルあります。

5番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、自宅敷地の整形の為、南隣接の農地を拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成2年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が405.20平方メートルあります。

6番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.94平方メートルを222枚の太陽光発電設備用地、及び露天貸駐車場として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、高齢病弱により農地の維持管理ができないことから、土地の有効利用を考え、太陽光発電等を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成26年4月28日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、同年7月に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地

はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、家族が増え母屋だけでは手狭になり、敷地内に住宅を新築したのですが、誤って一部農地に建築していることが判明したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が594.26平方メートルあります。

8番は、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、高齢で一人暮らしになった申請者宅に訪れる娘や孫の駐車場用地の造成の為、転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和2年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地田が327.08平方メートルあります。

9番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

申請地は未相続であり、相続権を有する3名からの申請となっております。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者の一人が役員を務める保険・不動産業を営む事業者への貸駐車場用地として申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が157.03平方メートルあります。

議案書6ページを御覧ください。

10番は、農機具等を収納する倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農機具の大型化、米の保冷庫の保管用に、倉庫を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成13年に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が102平方メートルあります。

11番は、車庫及び納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族が所有する車が増え車庫が必要となり、住宅隣接農地に建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成23年に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が499.44平方メートルあります。

12番は、農家の住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、父が住宅の建て替えの際に、宅地南の隣接地に住宅を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成15年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が221.48平方メートルあります。

13番は、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、県道から住宅への進入部分が狭く脱輪するため敷地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和2年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が905.15平方メートルあります。

14番は、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築した際に手狭であったため敷地を拡張し、また、南側農道からの進入路がないため宅地に進入路を設置したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が648.18メートルあります。5条許可申請所有権28番に関連しています。

15番は、貸事務所兼倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、息子が経営する果樹類の生産販売を行う会社の事業拡大に伴い、必要となる事務所等を建築し賃貸借するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、結婚を機に親と同居することとなり住宅を増築したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が541.58平方メートルあります。

17番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、県外在住で農地の管理が困難であり、老後の生活資金のために需要がある貸駐車場を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

18条6項通知9番に関連しています。

18番は、納屋及び進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農機具の購入により既存の納屋が手狭になったこと、また進入路も狭かった為、農地の区画形成を行ったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成28年に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が60.14平方メートルあります。5条申請使用貸借12番に関連しています。

19番は、農家の2世帯住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、2世帯の分家住宅を建築する際に拡張したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成28年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,106.25平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について19件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

1番は、令和元年10月31日付けで、所有権移転により工場用地として転用許可を受けていましたが、隣接農地所有者から農地の売買申し出があり、現在、建設中の建築計画及び利用計画を再度見直した結果、工場の敷地拡張の計画変更することと、工事完了日を令

和5年3月31日まで期間延長するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。併せて利用する山林等が4,558.47平方メートルあります。農地法第5条許可申請所有権25番に関連しています。

議案書8ページをお開きください。

2番は、平成30年11月30日付けで、3棟の分譲住宅用地として転用許可を受け、既に1棟が工事完了し、工事期間完了日までに事業完結する予定でしたが、近年は販売不振が続いており、分譲住宅2棟が工事完了未了となっていると、1区画を近隣の運送会社より駐車場として利用したいとの申出があったため、計画変更することと併せて工事完了日を令和4年1月31日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

3番も、平成30年11月30日付けで、3棟の分譲住宅用地として転用許可を受け、既に1棟が工事完了し、工事期間完了日までに事業完結する予定でしたが、近年は販売不振が続いており、事業継続が厳しいところ、分譲住宅2棟が工事完了未了となっていることから、1区画の工事完了日を令和6年11月29日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

4番は、平成30年9月14日付けで、14棟の分譲住宅用地として転用許可を受け、既に12棟が工事完了し、工事期間完了日までに事業完結する予定でしたが、近年は販売不振が続いており、事業継続が厳しいところ、分譲住宅2棟が工事完了未了となっていることから、工事完了日を令和6年9月13日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

5番も、平成30年8月3日付けで、30棟の分譲住宅用地として転用許可を受け、既に28棟が工事完了し、工事期間完了日までに事業完結する予定でしたが、近年は販売不振が続いており、事業継続が厳しいところ、分譲住宅2棟が工事完了未了となっていることから、工事完了日を令和6年8月2日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について5件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計

画変更申請について御説明申し上げます。

議案書9ページをお開きください。

本件は、平成16年11月26日付けで、住宅、車庫兼物置用地として転用許可を受けていましたが、転用者の仕事や家族関係の事情により事業の遂行が困難となっていたことから、新たな承継者である土木工事業を営む法人が露天資材置場用地とするための許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。農地法第5条許可申請所有権24番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について、を議題といたします。

内容につきましては、現地調査委員の富本委員から報告をお願いします。

富本委員 現地調査委員の富本です。

今回の特別現地調査委員は、真鍋俊二委員と私の2名で昨日の11日に、現地調査を実施しました。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は10件でございます。内訳といたしましては、所有権が8件、賃借権が1件、使用貸借が1件で、このうち所有権と賃借権で一体利用するものが1案件あり、合計案件は9件となっております。

うち所有権2番、3番、6番、賃借権1番及び使用貸借1番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、所有権1番から5番まで私が報告、6番から8番まで及び賃借権・使用貸借を真鍋委員から報告申し上げます。

それでは議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、まず所有権について、説明させていただきます。別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番は、高松市立鶴尾小学校北東550メートルに在り、スチール、アルミ、ステンレス製サッシュドアの製造販売等を営む転用事業者が、従業員の増加により既存の駐車場が不足しているため、自社の近隣に、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、排水についての土地改良区・水利組合も同意を得ており、転用の確実性が認められます。なお、農道水路を挟んで隣接する農地関係者3名のうち1名から、今のところ同意が得られていないものの、転用によって被害が

及ぶ場合は、転用事業者及び当事者間において解決する旨の確約書が提出されており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、高松市立多肥小学校南東1.1キロメートルに在り、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3ヶ月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、北側が市道に接し、県道太田上町志度線にも近く、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する農道・水路を含む併用宅地等が1,439.25平方メートルあります。

3番は、国立香川大学教育学部附属高松中学校南に隣接し、家具等の販売等を営む法人が、事業拡大により新たな店舗用地として転用申請をするものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が国道193号線バイパスに接し、交通の利便性が良く、事業効率が良いこと、また、市街地にも近く、一定集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が206.17平方メートルあります。

後ほど説明する5条許可申請特別議案賃借権1番と一体開発するもので、転用面積は9,423.00平方メートルとなります。

4番は、高松市立古高松小学校北東1.2キロメートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、また国道11号線へのアクセスも良く、周辺は教育・商業施設が整備され、分譲住宅・共同住宅等により宅地化も進み、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止を含む併用公衆用道路等が175.50平方メートルあります。

5番は、高松市立多肥小学校南東1.1キロメートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、北側が市道に接し、県道太田上町志度線にも近く、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止を行う併用農道水

路が61.86平方メートルあります。

私の説明はここまでとし、6番からは、真鍋委員が説明します。

真鍋俊二委員 現地調査員の真鍋でございます。

6番は、高松市立弦打小学校西150メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、西側が県道衣掛郷東線に接し、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止を含む併用宅地等が1,741.44平方メートルあります。

7番は、高松市国分寺総合センター北620メートルに在り、発電出力249.9キロワット、パネル1枚の面積約1.68平方メートルを872枚、12基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、令和3年9月22日に再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、転用の確実性は認められます。また、隣接農地関係者1名について同意が得られていませんが、転用によって被害が及ぶ場合は、転用事業者及び当事者間において解決する旨の確約書が提出されており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が195.21平方メートルあります。

8番は、高松市立国分寺中学校南西550メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、主要地方道国分寺中通線へのアクセスが良く、交通の利便性も良く、周辺は教育・商業施設が整い、住宅団地・共同住宅により宅地化が著しく、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして賃借権について、御説明申しあげます。

1番は、先ほど説明しました特別議案所有権3番と一体開発するもので、賃借権を設定し、合計転用面積9,423平方メートルの店舗、倉庫、露天駐車場用地として転用申請するものです。

所有権3番と同様、立地基準、一般基準ともに適切であると考えます。併用雑種地等が206.17平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知2番、3番、5条許可申請所有権特別議案3番に関連しております。

続きまして使用貸借権について、御説明申しあげます。

1番は、高松市立三溪小学校南東970メートルに在り、建設残土による農地造成を行うため令和7年2月14日まで一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、周辺農地と比べ、落ち込んだ農地

であることから、耕作の利便性向上のため約12,900立方メートルの建設残土で1.1メートルから2.6メートル盛土し農地造成を行い、その後地権者が農地有効面積4,839平方メートルを麦、花木栽培地として利用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、農地復旧までの工程表も提出され、農地復元の確実性も認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権8件、賃借権1件、使用貸借1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書10ページをお開きください。

1番は、特別議案です。

2番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が32.81平方メートルあります。

3番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が459.36平方メートルあります。

4番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び東側が建築基準法上の幅員5メートル以上ある法定外道路に接し、県道国分寺太田上町志度線へのアクセスも良く、周辺は、教育施設、商業施設及び医療施設が整備され、住宅団地により宅地化が進んだ住環境の優れた地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、特別議案です。

議案書11ページをお開きください。

6番の転用者は、借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、親族が所有する農地を譲り受け、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が住宅団地と開発道路に接し、周辺は、教育施設、医療施設が整備され、分譲住宅により宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書12ページをお開きください。

7番は、土木建築業を営む法人で、コトデン仏生山駅を利用する通勤客向けに貸駐車場を運営しており、今回、業務拡張に伴い隣接する申請地を露天駐車場拡張用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が645平方メートルあります。

8番は、特別議案です。

9番は、自家用車の保有台数が増え、宅地敷地内に駐車することが出来ないことから、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は

なく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が194.88平方メートルあります。

10番の転用者は、賃貸住宅経営で家賃収入を得て、老後の安定を図るため共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、県道高松志度線へのアクセスも良く、周辺は、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域に在り、教育施設、商業施設も整備され、入居需要が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、実家の父が経営している理容店のお客様駐車場と帰郷した際の実家敷地内での自家用車駐車スペースがないため、新たな露天駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和56年に造成済ですが、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び西側が市道に接し、主要地方道高松長尾大内線に近く、周辺は教育施設や商業施設が整備され、宅地化が進んだ住環境の優れた地域に在ることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が542.68平方メートルあります。

13番は、周辺の農家からの要望により、大型農機具の搬入が出来るようにするため農道拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の農道拡幅であり、他の土地に代えて転用することが出来ないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、特別議案です。

議案書13ページをお開きください。

15番は、父が経営する会社敷地と隣接農地との境界が不整形で、今回、敷地整形することで事業効率を図ることから、露天貸資材・車両置場として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が611.73平方メートルあります。なお、転用者は20歳未満の未成年者であることから、親権者である父親の同意を得て申請に及んでおります。また、本来であれば使用する法人が転用者となるところですが、法人の資金面の関係から代表者の子が転用し、父が経営する法人へ貸し付けるものです。

16番は、現在借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、認可地縁団体である自治会が、神社への道が崖地で危険なことから迂回路として新たな参道とするため道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、境内地と隣接し、他の土地に代えて転用することが出来ないことから、転用理由と農地区分については適切であると考えますことから転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、平成元年に造成済ですが追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

18番の転用者は、現在借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道高松牟礼線に接し、周辺は住宅団地で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、教育施設も整備され、実家からも近接していることから、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番の転用者は、両親と実家住まいであるが、住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、解体・土木建築業を営む法人で、業務拡大及び作業効率向上のため、新たな露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側

が県道塩江屋島西線に接し、11号線東バイパスへの交通のアクセスが良く、事務所からも近く、資材等の運搬や利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

21番の転用者は、内科医院を開業している医師であり、来院者や職員の駐車場が不足していることから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側の公衆用道路進入路に接し、県道太田上町志度線に近く交通の利便性が良く、既存の医院駐車場と隣接し、医院からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が126.4平方メートルあります。

22番の転用者は、現在借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、祖母所有の農地を譲り受け、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、周辺は住宅団地で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、教育施設も整備され、実家からも近接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。なお、転用者は20歳未満の未成年者であることから、親権者である母親の同意を得て申請に及んでおります。

議案書14ページをお開きください。

23番は、特別議案です。

24番は、土木工事業を営む法人で、事業が好調で受注が増え、法人の資材置場が手狭となっていることと、県内の南西方面での受注工事に対応できる資材保管場所が必要であることから、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は北側及び西側が公衆用道路に接し、主要地方道三木国分寺線に近く、大型車両の往来も容易で利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

25番は、電気機械器具及び食品製造機械の設計製作をする法人で、事業拡大に伴う生産性向上を図ることと、大型車両の往来をスムーズに行うための工場の敷地拡張用地として

転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存工場敷地に隣接し、他の土地に代えて転用することが出来ないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用農道水路が169.53平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

26番の転用者は、中古車販売業を営んでおり、事業拡大によりレンタカー業を始めるが、既存の敷地では駐車場が不足しているため、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

27番は左官・土木建築業を営む法人が、業績好調により保有する資材が増加し、既存の資材置場が手狭となっていることから、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

28番は、農家の自己住宅への進入路幅に伴い、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年に造成済ですが追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が780.18平方メートルあります。農地法第4条第1項の規定による許可申請14番に関連しています。

29番は土木工事・解体工事業を営んでいる法人で、事業が順調で、既存の資材置場が手狭となっていることから、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が農道に接し、主要地方道三木国分寺線に近く交通の利便性が良く、既存の事務所及び資材置場と隣接しており利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成24年に造成済ですが追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書15ページをお開きください。

30番は、特別議案です。

31番は、共同住宅として転用申請するにあたり、排水については隣接する住宅の排水も一緒に既設の水路を利用するため共同住宅、貸排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

32番は、建築工事業を営む個人が、業績好調により資材も増加し、既存の資材置場が手狭となっていることから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

33番は、産業廃棄物の収集、運搬、処理業を営む法人で、事業拡大に伴い従業員も増え、資材保管場所も必要なことから、露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は農道を挟んで東側と西側に接し、車両の出入りも容易で、事務所から近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

34番も、産業廃棄物の収集、運搬、処理業を営む法人で、車両保管場所及び作業道具等の資材加工場所が必要なことから、車庫兼作業場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側の併用地を介して農道に接し、本社事務所兼研修施設と隣接し、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成28年に造成済ですが追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

35番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約2.17平方メートルを176枚、6基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、令和3年7月21日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受けており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も

できており、被害防除措置も適切であると考えます。

36番は特別議案です。

議案書16ページをお開きください。

37番も特別議案です。

議案書17ページの賃借1番についても、特別議案です。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書18ページをお開きください。

1番は、現在両親と同居していますが、子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が139.81平方メートルあります。

2番は、父の所有地を借受けて居住しているが、駐車場の一部が道路拡幅によりなくなることから、自家用及び妻のピアノ教室の送迎車両用の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、自宅および教室と隣接しており、利用及び管理しやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、借家住まいであるが、家族が増え住居が手狭となったことから、祖母の所有農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、県道太田上町線への交通の利便性も良く、また、実家からも近く農業の手伝いや、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、居住している住居が家財道具が増えて手狭となっていることから、母の所有農地を借り受けて、物置用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が0.64平方メートルあります。

5番は、父の所有農地を借り受けて、宅地拡張用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現在使用している宅地の一部となっているもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年に造成済みですが追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が412.96平方メートルあります。

6番は、借家住まいであるが、住居が手狭となったことや両親が高齢であることから、父の所有農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道高松志度線に接し、実家からも近く、農業の手伝いや面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、借家住まいで家族が増え、住居が手狭となったため、父の所有農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が50.99平方メートルあります。

8番も、借家住まいであるが、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、父の所有農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び西側が法定外道路に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書19ページをお開きください。

9番は、営農型太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

申請地は、夫所有の農地を借り受けて、営農型太陽光発電設備用地として令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間、一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、下部農地には、夫がサツマイモ、サトイモを栽培するもので、営農の適切な継続性、施設の構造等から転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、継続できない場合の施設撤去費用を算入する資金計画も妥当であり、また、知見を有する者の意見書も添付しており、転用の確実性が認められ、隣接農地

は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が16.30平方メートルあります。農地法第3条第1項の規定による許可申請使用収益権1番に関連しています。

10番は、借家住まいであるが、子どもが生まれ住居が手狭となったことから、義父の所有農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、妻の実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、特別議案です。

12番は、借家住まいであるが、結婚が決まり、将来家族も増えることから、父の所有農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請18番と関連しています。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権29件、使用貸借11件、計40件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書20ページをお開きください。

水路の付替えにより分断された申請地を、隣接する農地の所有者が土地整形を行う目的で農地法第3条第1項の規定による許可申請があり、平成23年12月5日付けで許可をしました。しかし、譲渡人が隣接する農地を譲り受けて一体的に農地として使用することとし

たため、許可の取消願が提出されたものです。なお、農地法3条許可申請所有権6の1番に関連しております。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の所有権移転について御説明申しあげます。

議案書21ページをお開きください。

1番は、譲渡人が所有する農地のための進入路を作る際、譲受人の農地を利用したため、その代替地として譲渡するもので、取得後は、水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

3番は、高齢による経営縮小のため、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は、水稻を作付けするものです。

4番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は自作地と一体利用して水稻を作付けするものです。

5番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

6の1、6の3番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

6の2番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

7番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はトマト、白菜、ダイコンを栽培するものです。

8番は、譲渡人が高齢による経営縮小のため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は、野菜を栽培するものです。

議案書22ページをお開きください。

9番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

なお、下限面積要件について、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番が同時に提出されており、要件は満たします。

10番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は、ソラマメ、白菜、玉ねぎ、ビワを栽培するものです。

11、12番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はミカン、ビワ、キウイ及び野菜を栽培するものです。

13番は、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人へ譲り渡すもので、取得後はオリブを栽培するものです。

また、農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件は全て満たしています。

14番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹、野菜を栽培するものです。

15番は、残存小作地を小作人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項通知11番に関連しております。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

議案書23ページをご覧ください。

1番は、譲渡人が経営規模の拡大を希望する譲受人へ貸し付けるもので、借り受け後は果樹を栽培するものです。

2番は、譲渡人が経営規模の拡大を希望する譲受人へ貸し付けるもので、借り受け後は果樹を栽培するものです。

なお、下限面積の関係で、先ほど御説明しました3条許可申請所有権9番に関連していません。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用収益権設定について御説明申し上げます。

議案書24ページをお開きください。

1番は、営農型太陽光発電設備を設置するため、譲受人が対象農地の上部でパネル利用ができるよう空中利用の権利としての使用収益権を設定するものです。

期間は農地法第5条の一時転用期間と同様、10年間です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借9番に関連しております。

なお、営農型太陽光発電目的の農地法第5条許可に関連して、平成30年5月15日付けの

国からの通知の中に、空中部分の利用について「農地法第3条許可を同時に受ける必要がある」と規定されていることから、許可申請されたものです。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転15件、使用貸借2件、使用収益権設定1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書25ページを御覧ください。

1番、2番は、昭和56年ごろから、道路として、3番は令和3年10月から田への進入路として、6番は昭和50年ごろから水路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

4番、5番、7番、8番、9番は、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について9件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。—— 御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

向谷課長補佐 議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料1をご覧ください。

令和3年12月28日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。申請のあった案件については、各地区部会において現地調査および御審議いただいたところ、掲載案件については、問題のない旨の報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

農用地区域からの除外内容でございまして、変更しようとする土地の所在・面積および除外後の用途で、各地区順に8ページまで記載されております。

9ページを御覧ください。

下段の表に、今回の除外後の用途区分ごとの件数及び面積が記載されております。右端に、合計欄がございまして、今回の除外申請の合計件数は51件、合計面積で43,847.76平方メートルでございます。

10ページを御覧ください。

今後、周辺農地と一体的な利用を図り農業振興に寄与しようと、白地から青地に農用地区域へ編入するもので、件数が1件、面積合計が1,170平方メートルでございます。

以上、議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料2の2ページをお開きください。令和3年12月3日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました

3ページをお開きください。令和3年11月30日付けで京都府の太陽光発電事業者から香川県知事宛に、土地開発行為協議書が提出されたものによる意見照会がありました。

4ページをお開きください。位置図を付しています。

申請地は、高松市国分寺町新居の主要地方道高松・善通寺線から400メートル北に位置

する国分寺町新居字大谷の山林等0.3669haです。土地開発行為の目的は太陽光発電設備用地の造成です。

開発計画の内容は3ページに記載のとおり、防災施設関係として小堤・暗渠工・沈砂池の施工を計画しているものです。

5ページ以降には、土地造成計画図、断面図、求積図、工程表を付しています。

令和3年12月20日に地区担当委員と事務局担当で現地調査を実施し、地区部会で協議した結果、周辺に農地が在ることを踏まえ、高松市長には、下段の案のとおり「開発に当たっては、開発区域周辺及び下流域にある農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」と回答したいと考えております。

以上、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について1件、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 農用地利用配分計画(案)について、を議案とします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第12号、農用地利用配分計画(案)について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付を行っていた農地について、今回、貸付先の変更を行うもので、農用地利用配分計画を作成するにあたって、令和3年12月22日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は1月31日となっています。

一枚めくっていただきまして、資料の2ページの明細書を御覧ください。

明細書の左半分が、農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借り上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸し付ける変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸し付けの期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、また賃借料等の条件も従前のものをそのまま引き継ぐことになっています。

以上、議案第12号、農用地利用配分計画(案)について、御審議いただきますようお

願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでもありますので、議案第 12 号については、異議のない旨、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでもありますので、議案第 12 号については異議のない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第 13 号 農地関係事務処理要領の一部改正及び農地法第 3 条第 1 項の許可に係る審査基準の一部改正について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

南事務局長兼農政課長 議案第 13 号 農地関係事務処理要領の一部改正及び農地法第 3 条第 1 項の許可に係る審査基準の一部改正について御説明申しあげます。

資料 4 の 1 をご覧ください。

まず、高松市農地関係事務処理要領の一部改正についてでございます。

改正理由は、令和 3 年 11 月 24 日付け、香川県農政水産部長からの事務処理要領準則の一部改正の通知等に伴い、一部改正を行うものです。

主な改正内容ですが、まず、農地法第 3 条関係事務処理要領の一つ目は、リース法人の報告根拠の整備です。賃借権・使用貸借権の許可を受けた法人の年次報告義務が、法令に定められたことにより、報告義務の取扱いや、許可書様式を改正するものでございます。

二つ目は、農地売買等事業の実施主体の集約化です。農業経営基盤強化促進法による農地売買等事業についての実施主体が、農地中間管理機構のみとなったことに関連して、農地法が改正されたことに伴い、その事務処理部分を改めたものでございます。

三つ目は、押印の見直しです。

地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに伴い、各様式について、法令に定めるもの、契約書に相当する書面等を除き、押印を廃止するよう改正するものです。

なお、様式についての詳細は、様式改正内容一覧を添付しております。

四つ目は、農地所有適格法人の事業要件の対象となる事業の追加です。

農地利用最適化法人かどうかを判断する際の法人が行う農業関連事業に、「①農畜産物等から得られる電気又は熱の供給」、「②営農型太陽光発電設備で発電した電気の供給」が追加となったことから、様式等を改めるものです。

五つ目は、その他引用法令の改正に伴うものや、元号の削除など、字句の整備をするものです。

下段の農地関係事務処理要領については、既に 4 条・5 条関係等一部の様式において、昨年 10 月 1 日に施行されておりますが、それ以外の様式についても、申請書等の様式について押印を廃止するよう改正するほか、裏面にございますように、その他引用様式番号の改正や、元号の削除など、字句を整備するものです。

施行日は令和4年2月1日からとするものです。

次に、資料4の2をご覧ください。

農地法第3条第1項の許可に係る審査基準の一部改正についてでございます。

改正理由は、令和3年11月24日付けで香川県農政水産部長からの審査基準準則の一部改正の通知に伴い、一部改正を行うものです。

主な改正内容でございますが、まず法第3条第2項各号の審査基準では、一点目は、農地を取得する場合の全部効率要件の例外となる団体・法人として「地方開発事業団」「独立行政法人種苗管理センター」を削除するほか、「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」を追加するものです。

2点目としては、所有権以外の権原で耕作等を行っている者は、その農地の転貸や質入れはできませんが、その例外として認められていた農地利用集積円滑化団体が法改正により廃止となったことから、関係する審査基準を整備するものです。

次に、法第3条第3項の審査基準では、賃借権等を取得しようとする法人の常時従事する「権限及び責任を有する者」について、役職名に関わらず、耕作等の権限を及び責任を有し、地域との調整役として責任をもって対応する者と明確にするものです。

次に、農地所有適格法人の判断基準については、先ほど事務処理要領でも説明したとおり、事業要件を判断する際の農業関連事業に、記載の二つの事業を追加するものです。

その他の規定整備といたしましては、法令の引用条項や字句を整備するものです。

施行日は令和4年2月1日からとするものです。

なお、改正後の事務処理要領、審査基準につきましては、窓口に配置するほか、様式については、ホームページにも掲載いたします。

以上 議案第13号 農地関係事務処理要領の一部改正及び農地法第3条第1項の許可に係る審査基準の一部改正についての説明は以上でございます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第13号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第13号については原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

向谷課長補佐 それでは、農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料5を御覧ください。

期間としましては、令和3年12月3日から令和4年1月6日分まででございます。

まず、許可件数ですが、11月以前の議決分といたしまして、4条が1件、5条が10件で、

12月議決分といたしまして4条が11件、5条が18件で、合計で4条が12件、5条が28件です。

許可保留件数につきましては、11月以前の議決分といたしまして、4条が1件、5条が9件で、12月議決分といたしまして、4条が0件、5条が7件で、合計で4条が1件、5条が16件です。取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申し上げます。

1ページをご覧ください。まず、4条関係です。7月議決分の9番が建築基準法上の道路許可未了のため現在、許可保留となっています。

2ページを御覧ください。12月分議決分の許可保留はありません。

3ページを御覧ください。次に5条関係です。4月議決分の所有権の4番、賃借権の1番が、開発許可未了により、10月議決分の所有権の7番が開発許可未了により、15番、16番が道路工事承認未了により、現在、許可保留となっています。

4ページを御覧ください。11月分議決分の所有権の2番、7番、10番が開発許可未了により、3番が開発許可、道路工事承認未了により、現在、許可保留となっています。

5ページを御覧ください。12月分議決分の所有権6番が、直近事業造成工事未了、道路工事承認未了により、9番、12番が開発許可、道路工事承認未了により、10番が開発許可未了により、14番が法定外公共物占用許可未了により、現在、許可保留となっています。

6ページを御覧ください。賃借権1番が開発許可、道路工事承認、法定外公共物占用許可未了により、使用賃借権2番が道路工事承認未了により、現在、許可保留となっています。今回の許可状況の報告は以上です。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和3年度第10回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時08分 閉会